

千葉県感染拡大防止対策協力金

の不正受給は 犯罪です！

例えば…

- ・ 要請時間を過ぎて営業していたのに申請する。
例) 22時以降もシャッターを下ろして営業する
22時以降も店内にお客さんが残っている
- ・ 休業や時短の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。
- ・ 通常の閉店時間は22時より前なのに閉店時間をいつわって申請する。

など

○不正受給と判断されると…

- ・ 支援金の全額に、不正受給の日から返還の日まで、**年利10.95%**の割合で算定した**加算金**を合わせて請求します。
- ・ 不正の内容が悪質な場合は、**刑事告発**を行います。

【千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター】

0570-003894